

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	売買参加者の業務又は会計に関する改善措置命令
概要	市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、売買参加者に対し、当該売買参加者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第68条第5項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、売買参加者に対し、当該売買参加者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることがあります。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—